

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会

要点記録

日 時： 令和7年3月24日（月）
午前10時01分～午前10時47分
場 所： 第一委員会室

出席委員	委員長	池田 けい子	副委員長	大くま 真 一
（6人）	委員	渡辺 しんじ	委員	いぢち 恭 子
	委員	小林 憲 一	委員	いいじま文 彦
	議長	三 階 道 雄		

出席説明員	行政サービス・アセット担当部長	松 田 隆 行	新庁舎整備担当課長	室 井 裕 之
	（兼）総務部参事			

案 件

	件 名
1	本庁舎建替に向けた検討状況について
2	多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会審査（調査）報告書について
3	申し送り事項について

午前10時01分開議

○池田委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会を開会する。

○池田委員長 本日の日程はお手元に配付したとおりである。また、本日配付された資料は行政資料室に所蔵している。

日程第1、本庁舎建替に向けた検討状況についてを議題とする。

昨年11月に、本庁舎建替基本計画が策定されたが、その後、次のステップである設計に向けて、また、併せて周辺の面的整備についても検討が進められているところである。

本日は、それらの検討状況について報告を受けたい。それでは、提出された資料に基づいて、市側から報告をお願いをする。

○松田総務部参事 今、委員長から、ご発言があったとおり、多摩市役所本庁舎建替基本計画において、面的整備の検討をしてきたというような状況がある。基本計画では、道路等の基盤整備を面的整備の手法により、敷地の整形化や集約化を行うことが可能か検討していくとしていた。9月の補正予算で面的整備に関する予算をお認めいただき、今年度は下半期で検討を進めてきた。

本日は、一定の方向性が確認できたので、報告をさせていただくものである。詳細については、新庁舎整備担当課長からお願いしたい。

○室井新庁舎整備担当課長 よろしくをお願いをする。

面的整備手法の可能性の検討については、庁内外の関係部署、関係機関と調整、検討を進めてくるとともに、予算でお認めいただいたところの業務委託の受託事業者と連携をしながら、その可能性について検討してきた。

本日は、その内容について共有のため、ご報告をさせていただくので、よろしくお願いをする。

最初に資料1を開いてほしい。面的整備の検討に当たったの最適な手法についてまず検討した。3つの手法として、開発行為、公共団体施行の土地区画整理事業、個人施行の敷地整序型土地区画整理事業について、13の項目で評価を行った。本庁舎建替えのスケジュールに極力影響を与えずに、市役所敷地周辺のアクセス性の向上、災害時の安全の確保、敷地の有効活用を進められるかの視点を持って評価をしたものがこちらの一覧となっている。

表の横軸にはそれぞれ3つの整備手法を表示し、縦軸には評価項目を表示をしている。これからの説明の中では、

黄色の公共団体施行の区画整理事業を公共団体施行、右側のオレンジ色の個人施行の敷地整序型区画整理事業を敷地整序型として説明をさせていただくので、よろしくお願いをする。

1段目は事業概要である。それぞれの事業手法について目的と法的根拠を記載をしている。2つの土地区画整理事業は公共性の高さで二重丸にしている。

次は事業主体・都市計画・事業認可の手続である。いずれも市が施行者となることを前提としているため、大きな差はないが、都市計画決定しなくても、全員の合意さえあれば事業認可を申請できる敷地整序型が一步秀でていると判断をしている。

次は、施行区域である。開発行為は施行区域の大きさを任意に定めることができるため二重丸、公共団体施行は都市計画マスタープランなどにより、政策的に広範囲な区域を定めて課題を解決していくことが通常であるため丸、敷地整序型は、比較的小規模でも認可を取得できることから、二重丸と評価をしている。

次は権利者の事業同意である。開発行為と敷地整序型では全員の事業同意が必要なのに対して、公共団体施行は反対権利者がいても事業を推進することが可能なので、ここを二重丸としている。

次は事業認可基準である。それぞれの手法には厳格な認可基準があるが、敷地整序型には法文によるただし書、いわゆる緩和基準が適用可能となるため二重丸とした。

次は保留地設定の自由度である。開発行為は一般的に造成した土地を自己の事業用に活用するため、保留地という概念はない。公共団体施行は政策実現のため、広範囲の施行区域設定により大きくなる事業費を捻出するために保留地を設定することが一般的で、減歩率の上昇につながる。

一方、敷地整序型は区域設定が小さく、全ての事業費の自己負担を覚悟すれば、保留地設定は不要のため、二重丸とした。

次は換地計画である。開発行為は必要としないが、公共団体施行は、もとの宅地と同等の換地を定めた照応の原則に基づいて飛び換地等の計画が難しい面がある。一方、敷地整序型は、権利者の希望に応じて柔軟な換地計画を行うことができるので、二重丸の評価をしている。

次は事業手続である。関係権利者への同意や説明についてそれぞれ大きな差はないと考えているが、公共団体施行については、法により、都市計画審議会や区画整理審議会が規定されており、手続が煩雑になることから、三角としている。

次は事業計画策定期間である。全員の同意があれば、やはり開発行為が最短で認可が得られると思う。そして公共団体施行は、都市計画マスタープランへの位置づけから始まり、都市計画決定手続、事業認可申請手続など、段階を迫いながら決めていく必要があるため、最低でも二、三年の時間を要するものと考えている。

その点、敷地整序型は都市計画決定を経なくても、直接事業認可申請を行うことができるので、スピード的には開発行為の次に評価できると考えている。

次は、関係人への税制特例である。例えば道路の拡張事業により用地買収に協力していただいた地権者には最大5,000万円の所得税控除があるように、土地区画整理事業で建物等に移転した方には、租税特別措置法による税制特例がある。

次に、防災・安全の基準である。主に無電柱化と土砂災害特別警戒区域の解除だが、法定事業である区画整理事業は、市が施行者となる以上、確実に実施していかなければいけないと考えている。このため、安全な基盤整備が実現できるものと評価をしている。

次に、市の財源である。土地区画整理事業は、現総務省が認めた法定事業であるため、一般財源に加え、都市計画税の充当が可能となる。

最後に、国の補助金である。まだ補助要綱等を確認したのみのため、獲得可能か現時点で判断することが困難ではあるが、国の社会資本整備総合交付金の中に、都市再生区画整理補助金があることは確認をしている。都市再生につながるような補助採択の要件を満たすかどうかは、今後の事業計画策定時の協議によるが、現時点では可能性があるものとして記載をしている。

これらの各項目の評価を踏まえ、総合評価欄にあるとおり、市役所周辺地区において、市の災害指令拠点としてふさわしい基盤整備を、スピード感を持って推進していくためには、敷地整序型の土地区画整理事業が最も適していると考えている。

そして、この評価をもとに、市役所敷地周辺を対象とした区画整理事業を検討した内容が、資料2のほうになる。こちらをお開きいただけるか。

資料の1ページは事業概要となる。目的は、防災指令拠点としてふさわしい防災性の高い基盤整備を行うこと。事業手法は、個人施行による敷地整序型区画整理事業、施行区域としては、現時点では多摩市有地等とさせていただいており、主に図の赤い円の部分を想定をしている。この面積は約2.7ヘクタール程度と算定をしている。

権利者等は現時点では未定としているが、今回の区画整理事業は多摩市が自ら個人施行者となり、全員同意型として事業計画を策定する必要があることから、早期に合意形成を図るため、現時点では必要最小限の区域設定としている。総事業費は33億円と想定をしており、全て都市計画税を充当する予定である。現段階では概算でありその算定方法については、後ほど説明をさせていただく。

事業の施行期間は、令和8年度から令和16年度の9年間を想定をしている。

次に、2ページにお進みください。現時点で考えている整備方針（案）となる。図面の右上に表示しているのは、東京都が公表している土砂災害警戒区域を表示したマップとなる。市役所周辺には、4か所の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンが指定されている。

それでは、順番に整備方針をご説明する。

まず、①番だが、市役所敷地の至近にある土砂災害特別警戒区域の解除となる。建替えを進めている多摩市役所本庁舎は、災害発生時における防災指令拠点としての位置づけをしているので、万が一の地震や台風の際に、市役所の所有している土地の土砂が崩れ、その復旧を市民生活よりも優先して行うことはできないと考えている。

このため、地震や台風発生時にも安全な斜面となるようにレッドゾーンの解消を行いたいと考えている。

②番は、東庁舎の下のところに位置する、現在、作業所として使用している借地の整備と解消となる。現在は道路や公園の維持管理のための作業所や資材置場として使用しているが、ある程度整備を行い、10年後には地主の方にお返しする方針である。

③だが、新庁舎がどの位置に建設されるのかは、基本設計により決まるものと考えているが、敷地内の約5メートルある高低差のどの位置を平均地盤面にするのかわかり次第、新庁舎建設工事に先行して、粗造成工事が行えるか検討、調整をしていく。可能であれば、庁舎建替えの工期短縮につながるものと考えている。

④については、J A東京みなみの北側にある鎌倉古道の整備である。この道路は現時点においては都道として認定されているが、その道路台帳と実際の道路には大きなずれがあって、工作物が道路区域内に越境しているという課題がある。このため、区画整理事業により道路の位置を変更して、これらの課題を解決したいと考えている。

なお、区画整理事業終了後には、都からの所管替えにより多摩市道として認定していくことについて調整をしているところである。その際には、自転車歩行者専用道路とし

て指定をしていきたいと考えている。

⑤番については、新庁舎のメインアプローチとなる交差点部分の拡幅である。ここは将来的に鎌倉古道が自転車歩行者専用道路にすることに加え、隅切り部分を再整備する。そして、信号機も鎌倉古道から車が出てくる際の規制を一方解除することにより、信号規制が単純化されるものと考えている。

次に、⑥については無地番国有地、いわゆる畦畔地の有償払下げについてとなる。既に土地を所管する関東財務局立川出張所と協議をしたところ、市からの申請があれば、相続税路線価の2分の1の単価により払い下げることが可能であるとの回答を得ている状況である。

このため、来年度予算にも計上させていただいているところである。

⑦については、富士塚緑地について都市公園法ないし都市緑地法により緑地指定していく方針である。これは土地区画整理事業の事業認可を取得するためには、施行区域の3%以上の公園緑地を整備する基準があることを踏まえ、事業終了までには、緑地として指定していきたいと考えている。

最後は右下の枠の中の部分になるが、⑧本庁舎等既存建物の解体・埋め戻し、⑨周辺市道の再整備及び無電柱化、⑩敷地外周の歩道状空地の整備などについても、区画整理事業の事業計画、資金計画に位置づけることにより、災害に強い基盤整備を図り、その事業費は都市計画税を充当していくことを考えている。

次に、3ページに進んでほしい。こちらのスライドは、新庁舎整備費と区画整理事業費との関係となる。新庁舎建設に係る事業費として、基本計画の中で約174億円と公表済みであるが、そこに区画整理事業費が加算されることになる。

現段階では概算となるが、区画整理事業費の算出に当たっては、多摩地域における2010年度以降の類似事例として、18地区の区画整理の事業費をもとに、2025年時点で見込まれる1ヘクタール当たりの平均値を算定をして、今回の区域面積である2.7ヘクタールを掛け合わせて算出をしている。

その結果、純粋に増加するのは15億円程度になるが、そこに既存建物解体費16億円と、可能であれば建築工事前に行う粗造成に係る2億円程度は、区画整理事業費の中に取り込むことが可能ではないかと考えている。

このため、市役所周辺で土地区画整理事業を行っていくに当たり、33億円の都市計画税の充当が可能となり、その

うちの18億円程度は、新庁舎整備費の174億円に充てることのできる可能性があると考えている。

4ページに進んでほしい。最後4ページはまとめとなる。

いろいろ説明してきたが、今回市役所周辺地区で面的整備事業を実施すると、以下のような有効性があると考えている。

①として周辺道路を再整備し、敷地内に歩道状空地を設けることで、人と車が円滑に移動できるようになる。②として、土地の越境問題や赤道の解消、無地番地等を整序し、土地の有効利用を図ることができるようになる。③として、市役所周辺のレッドゾーンを解消し、地震や台風時における土砂災害を防ぐことができる。④として、市役所周辺の無電柱化を行うことにより、災害時の道路閉塞を防ぎ、市内での速やかな災害対応が可能となる。

そして結論である。個人施行による敷地整序型土地区画整理事業は、多摩市役所本庁舎の建替えスケジュールを大きく変更せず、市の防災指令拠点としてふさわしい基盤整備を実施するものであり、加えて都市計画税を充当することが可能な面的整備手法として極めて有効と考えている。

このため、令和7年度は、同整備手法によるさらなる検討を進めて、事業認可取得に向けた事業計画の策定をしていきたいと考えている。

そして、区画整理事業の実施に向けた調査・検討を進めながら、本庁舎建替えの基本設計業務についても順次調整を進めていく。基本設計等に係る補正予算についても、状況が整ったら、速やかに提案をさせていただきたいと考えている。

議会のほうとは、議会エリアに関する設計のための協議を進めさせていただくとともに、区画整理や基本設計業務全体の進捗について、適宜共有させていただきたいと考えている。

○池田委員長 それでは、ただいまの報告について質疑を行う。

質疑はないか。小林委員。

○小林委員 個人施行で、それが一番ベターだということだが、そうすると、権利者の全員同意が必要となってくるわけだが、権利者には例えば農協さんとか、個人の方がいらっしゃると思うが、全員同意が取れるという見込みは、今の時点であるのかということと、それからもし全員同意が取れないということであれば、個人施行でできないということになるわけだが、公共団体施行だと同意が必要ないということになるので、もしそういうことになったら、その時点で手法を変えるということができるのかどうかとい

うことについて伺いたい。

○室井新庁舎整備担当課長 今回、区画整理事業を検討するに当たって、大事な視点の一つとしては、本庁舎建替えのスケジュールに大きく影響を与えないことというところで検討を進めてきた。

そのため資料2の1ページ目の資料でも記載をさせていただいているとおり、施行区域については、現時点では多摩市有地等というところで、最小限度のエリアの設定を想定をしている。そのため、その権利者についても、ごく少数の人数を今想定をしているところである。

今後の調整の中で、施行区域の周辺の方々に説明をして、ご意向によっては施行区域というところが修正というか、拡大変更していくこともあるかと思うが、現時点ではごく少数で想定をしているという中では、同意を取れる範囲というところで設定をしているというところである。

○小林委員 今のところの見込みでは、同意を取れるであろうということで進めるということで、それからあと、事業計画策定期間というのは1年から1年半となっているが、これは今の計画の2032年度から供用開始ということについては、それは変える必要はない範囲なのかどうかということを伺いたい。

○室井新庁舎整備担当課長 基本計画に記載をさせていただいた建替えの事業スケジュール、こちらについて今回、令和7年度の当初予算にちょっと載せることができなかったというところで、その分はずれるということを想定をしている。

ただ、こちらの区画整理事業を入れ込むことで、遅れるというところは今想定をしてないところである。

○小林委員 それから、この区画整理事業費33億円というが、これの内訳というか、積算根拠というか、それをちょっと知りたい。

○室井新庁舎整備担当課長 このうちの18億円については、新庁舎整備費の174億円のうちの18億円、こちらについては既存庁舎の解体費用として16億円、造成工事の一部というところで2億円を見込んでいっているところである。この174億に入っていない、プラスする15億円については、現段階では事業計画も詳細なものまでは検討していないというところの中から、近隣で行っている区画整理事業を18事例ほど出して、その平均値を出して、面積で掛け合わせたものというところになるので、細かい内訳というところは、今の概算の段階ではこの15億円については、ない状態である。

○小林委員 例えばその15億円というのは、そこに最近の区画整理事業の平均単価を掛け合わせたものだということ

なのだが、どういうことに使うお金なのか。例えば買収だとか、そういった類いのことなのか。

○室井新庁舎整備担当課長 地域によって区画整理事業の内容というのはまちまちだと思うが、一般的なメニューとしては道路の整備であったり、移転に必要な補償費であったりそういったものが入ったものである。

○小林委員 どういったものに15億円というのをを使うのかということがもっとわかりやすいといいと思うが。

○室井新庁舎整備担当課長 あくまで概算、ほかの事例から出した概算段階ではあるので、厳密に足りる足りないというところまでは、今はちょっとわからない状態ではあるが、先ほど資料2の2ページ目の整備方針で出させていただいたとおり、今の段階では2か所のレッドゾーンの解消といったところで、市の所有している土地に対するレッドゾーンの解消といったところ、あとは道路の整備であったり、無電柱化であったり、その辺りに充てる費用として現段階の概算としては15億円かかるということを想定をしていることになる。

○小林委員 そうすると、今後具体的にどういう整備が実際に必要なのかということによっては、この15億円というのは変わり得るというか、これは、最近の単価を掛け合わせて出したお金だから、それは変わり得るということで考えたほうがいいということか。

○室井新庁舎整備担当課長 現段階ではあくまでその平均値をもとにという、少し荒っぽい出し方をしているので、やるのが具体的に数量も含めて出てきたところで積算をして、積み上げることで、この金額はどうしても変わる可能性はあるものと考えている。

○いぢち委員 まずはかなり素人的な質問なのだが、この土地区画利用というところで、市役所本庁舎の建替えというのは本当に、もうまさに公共団体のやることなわけであるが、区画整理事業の中で、個人施行、敷地整序型としてこの計画を進めるというのは、一つの市庁舎、本庁舎の建替えのみならず、まさに防災まで含めた面的整備であるという、その位置づけであるからこのように考えられるのだと解釈してよろしいのだろうか。

○室井新庁舎整備担当課長 おっしゃるとおりと認識している。

○いぢち委員 あともう1点、無電柱化について、これはこれまでほとんど話題に上がってこなかった要素かと思う。ただ、東京都がそれを進めるという方針を持っていることは確かなので。先ほどの資料2の説明のところ、その他の3点、⑧、⑨、⑩のところで、ちょっと私の理解が追い

つかなかったが、こちらの⑧、⑨、⑩全体が都市計画税の対象になるのか。それとも最後の⑩のところだけなのかというところと、また、この無電柱化ということを今後視野に入れることによって、都市計画税の充当もあるわけだが、今後の予算、それから工事内容も含めた影響というのはどの程度あるのか伺います。

○室井新庁舎整備担当課長 都市計画税の充当については、この枠の中だけではなくて、①番から⑩番までということで、全て充てられる。全て区画整理事業として想定をしているので、全て充てられるというところで考えている。

○いぢち委員 無電柱化を今後こうして要素に加えていくことで、お金とか工事期間とかの影響はどのぐらいあるのか。

○室井新庁舎整備担当課長 整備方針案の⑨で無電柱化というところに入れてさせていただいて、その敷地の周辺道路で電柱のあるところについて、無電柱化をしていくところで今回、想定をしているところである。

具体的な手法については、実際、計画を検討する中でやっていくことになるが、今想定をしているのは、一般的に電線類を道路の下に入れていくという中では、コストも時間もとてもかかるものとなっている。今回敷地周辺の道路の無電柱化という中で、敷地を少し活用する、要は道路の下ではなく、敷地の下に入れ込むことでコストも期間もそこまでかけずにできるのではないかとということで、今後、引き続き検討していくものとして考えている。

○いぢち委員 詳しいことはそれこそまた新しい委員会の中でいろいろ質問等あると思うが、無電柱化というのは、本当に一定区間だけ無電柱にすればいいというものではない、電線が走っているわけだから、そういった意味で、この面的整備の枠内でどの程度のことができるのか。

それからそのことが、今、こうした厳しい財政状況の中で市民の方も、正直どのぐらいお金が膨らむのだろうというご心配もある。

その中で都市計画税充当というのは、大きな希望もあるわけだが、そのそういった無電柱化ということをどのぐらい進めるのかで、またどのぐらい全体に影響があるのかというところは、詳細にご報告いただきながら進めていきたいなと思っている。

○松田総務部参事 ご意見ありがとうございます。今現段階では、面的整備が可能かどうかというところの調査をさせていただいて、一定の方向性で敷地整序型でいけるだろうというところの段階である。

今、委員ご指摘のとおり、まだ現在、敷地の具体的な範

囲も今検討中というような段階の中では、無電柱化も含めて、どのような規模が一番ふさわしいのか、かといってあまり広げ過ぎてしまうとスピード感というものに欠けるとい、そのバランスを今後来年度にかけてまた検討させていただきたいと思っている。

○渡辺委員 先ほど、関係権利者の同意はおそらく取れるのではないかという話だったが、今いわゆる民地みたいなところが、権利者の今使っている方と、それから地権者がいると聞いたが、その辺のことは市側はどういう認識をされているのだろうか。

○室井新庁舎整備担当課長 施行区域は多摩市有地等というところで、具体的には所有している土地及びお借りをしている土地を、現時点での施行区域として考えているところである。まだ可能性の検討の段階なので、具体的な話まではできていないが、こういうことをしていきたいということで考えているということで、所有者の方にはお伝えをしており、現段階では特にまだ最初の最初の段階なので、明確にいいとか悪いともお返事はいただいてないが、わかったという反応をいただいているところであるので、また、具体的な作業として、こういう工事をしていきたいが、どうだろうかという話をしていったときに、変わるかどうかというところはあるかと思う。現時点ではわかったとご了承をいただいている。こういうことをやっていきたい、この整備方針に対してはわかったというご回答をいただいている。

○渡辺委員 交渉事だから、あまり突っ込んだことは発言はできないと思うが、借りている方がいらっしゃるが、その方への説明というのが、市側のほうからもアクションをしているか。

○室井新庁舎整備担当課長 整備方針の2ページにある②番の借地の整備と解消といったところでは、その地主の方にお話をさせていただいているが、そのことでよろしいか。

○渡辺委員 その借りている側の方である。地権者と土地を借りている方。その方に説明というか、何らかの。②番でなくて、それではない、民地の部分の話である。

○室井新庁舎整備担当課長 この2ページにある以外のところというのは、今考えている施行区域の周辺区域というところになってきて、まだ、こちらのほうから先方さんに具体的なお話は差し上げていない状態となる。

○池田委員長 ほかに質疑はないか。――質疑なしと認める。

それでは、質疑を終了する。市側の皆様、ありがとう。

次に、日程第2である。多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会審査（調査）の報告書についてを議題とする。

本特別委員会は令和5年10月の設置から本日までの約1年半にわたり、多摩市役所本庁舎建替基本計画について、調査、研究、協議を重ねてきた。

また、この間には、基本計画に掲げる新庁舎に求める議会機能について、多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案を決定し、市側に送付した。

さらに令和6年11月の基本計画策定後は、基本設計における議会エリアの与条件をまとめ、市側に提案を行うこともできた。

本委員会は、今定例会最終日をもって任期を終えるが、今までの活動の成果を整理し、報告書としてまとめ、次期特別委員会に引き継ぎたいが、ご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 では、そのようにさせていただく。

それでは、資料にある多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会報告書（案）について確認をする。

この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことはあるだろうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 それでは、この報告内容をもって多摩市役所本庁舎建替特別委員会審査（調査）報告書として議長に提出する。

なお、本日の会議結果の記載、及び最終的な体裁等は、正副委員長にご一任願う。また、本特別委員会審査（調査）報告書については、市側に参考送付したい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

次に、日程第3、申し送り事項についてを議題とする。

本特別委員会は、令和7年3月28日に任期を終了するが、新庁舎建替えまで議会として関わっていくことが必要なことから、新たな特別委員会を設置することについて、次期の議会運営委員会に申し送ることが確認をされている。

前回の特別委員会において、次期特別委員会で行う内容、所掌範囲などについて、意見交換を行った結果を踏まえ、設置の目的、設置日、名称などについて、正副委員長で案を作成した。

本日はこの案をご確認いただき、よろしければ次期の申し送り事項としたいので、よろしくお願いをする。

それでは、文案を読み上げる。

設置日なのだが、令和7年5月16日の臨時会。基本的に、定例会ごとに市側から報告を受けることになると思われ、6月の第2回定例会の日程に組み込む必要があるためということで、設置日を令和7年5月16日の臨時会とした。

名称である。多摩市役所新庁舎建設等特別委員会としてはどうかということである。理由としては、基本設計だけでなく、今の説明もあったが、建替え全体について、包括的に検討するためとして、名称をもう一度申し上げる。多摩市役所新庁舎建設等特別委員会にしてはどうかと。

目的としては、多摩市役所新庁舎建設に関する調査研究、提案等を行うということである。

委員の選定と任期だが、特別委員会の委員の選定方法、①である。議会運営委員会と総務常任委員会の中から選出した委員で構成し、両正副委員長を委員とする。

②は、5人会派は各2名選出する。

③として、特別委員会の正副委員長は、委員会内で決定する。設置期間を臨時会から翌々年の第1回定例会最終日までとする。任期は2年ということで、これは案なのだが、この以上の案について、ご意見や何か確認しておくことはあるか。

○小林委員 一番最後の委員の選定と任期の①の議会運営委員会と総務常任委員会の中から選出した委員で構成し、それと両正副委員長を委員とする。この意味がちょっとわからない。議会運営委員会と総務常任委員会の委員長、副委員長が委員になると。それで4人である。

○池田委員長 この際暫時休憩する。

午前10時42分休憩

午前10時44分開議

○池田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

質疑はないか。――質疑なしと認める。

それでは、ただいま確認いただいた内容で、次期へ申し送るということでよろしいだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 ご異議なしと認める。

これにて次期への申し送り事項を確定する。なお、最終的な体裁等は、正副委員長にご一任願う。

また、この申し送り事項については、3月26日開催の議会運営委員会に報告したい。

次に、本定例会最終日に、委員長が行う最終報告の内容について協議をする。

先ほど、報告書について確認していただいたので、その中から、特別委員会設置の目的、今までの経過の簡潔な報

告。

以上を報告する必要があるかと思うが、ほかに盛り込むべき事項はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 それでは、この内容で、本定例会最終日の特別委員会最終報告とする。なお、具体的な報告内容については、委員長にご一任いただきたい。

これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

最後に、今後の予定だが、サイドブックに掲載した、多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会スケジュール（案）をご覧いただきたい。

先ほどお伝えしたとおり、3月26日の議会運営委員会に、次期への申し送り事項と、特別委員会の最終報告書を提出をする。

そして、3月28日、本会議最終日、委員長より最終報告を行い、特別委員としての任期を終える。皆さん、ご協力を本当にありがとう。

5月16日に予定されている臨時会において、新たな特別委員会が設置される予定である。議会としては、引き続き協議を継続することになるので、よろしくお願いします。

それでは、皆さん大変にお疲れさまでした。

以上で本日の日程は終了した。

これにて、多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会を終了する。

午前10時47分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員長

池田 けい子